

# フィリピンにおける実用新案登録

## 出願制度概要

オンダ国際特許事務所  
(ONDA TECHNO Intl. Patent Attys.)

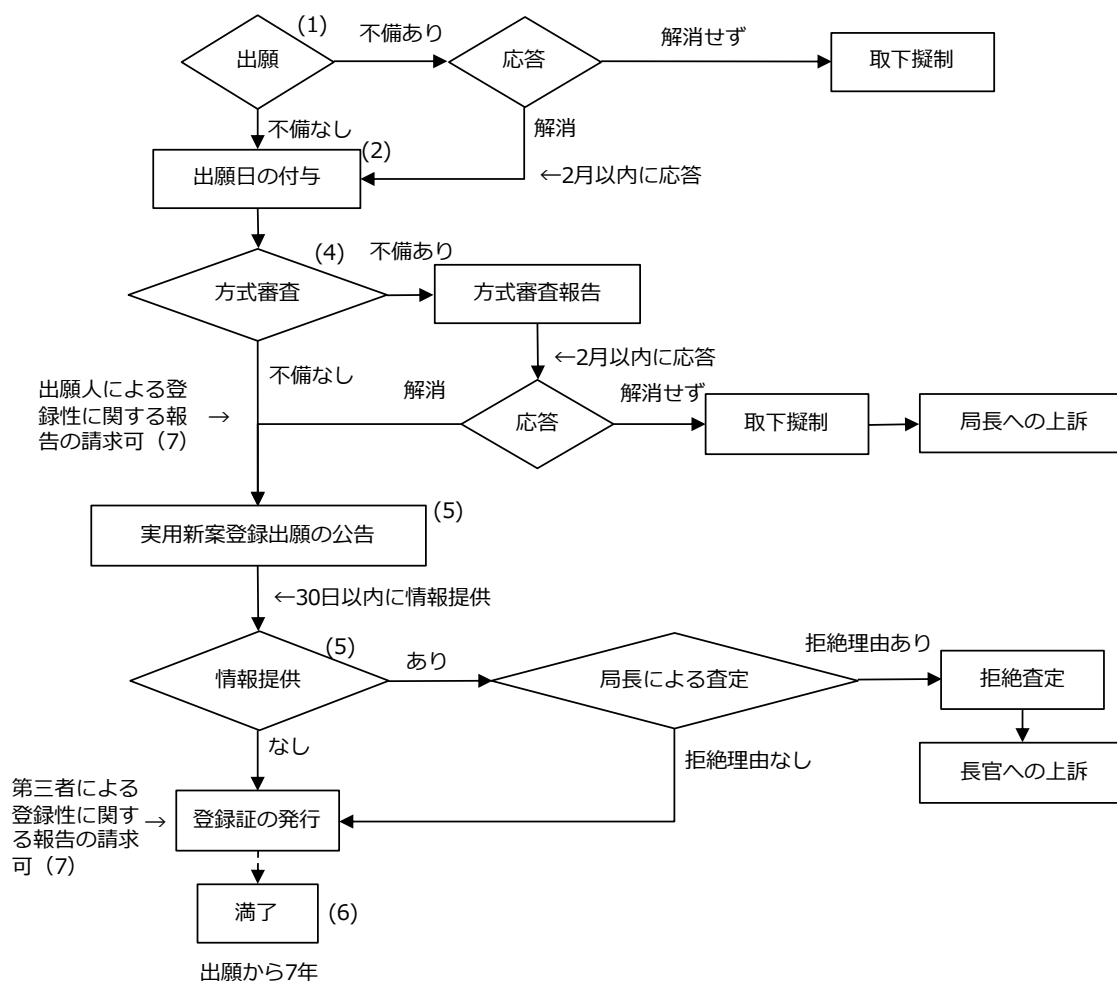
金森晃宏  
(弁理士)



特許業務法人オンダ国際特許事務所は1968年に岐阜において設立。金森氏は、2006年に同事務所に入所。2010年に弁理士登録。入所以後、特許業務に従事し、東南アジアの知財業務も担当。2014年4月より日本弁理士会からの初代研修生として日本貿易振興機構(ジェトロ)に出向し、2014年10月～2016年3月までジェトロバンコク事務所に在籍。2016年4月～2018年3月の間、日本弁理士会国際活動センター アジア・オセアニア部委員を務める。ジェトロバンコク事務所が実施した調査事業、「ASEAN 主要国における日本の地名等の商標登録実態調査(2016年度)」および「ASEAN 法律事務所調査(2017年度)」にも協力。

### ■実用新案登録出願手続の流れ

フィリピンにおける実用新案登録出願手続に関するフローチャートを以下に示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。



## ■ 詳細および留意点

### (1) 出願

・記載言語は、フィリピン語または英語であり、出願書類には下記のものを含める（知的財産法第 108 条で準用する同法第 32 条）。

- (a) 実用新案登録の付与を求める願書
- (b) 実用新案登録の明細書
- (c) 実用新案登録の理解に必要な図面
- (d) 1 以上のクレーム
- (e) 要約

・先の出願に基づく優先権を主張する場合、最初の出願がなされた日から 12 月以内にフィリピンに出願し、フィリピンへの出願日から 6 月以内に先の出願国での出願の認証謄本を英語での翻訳文とともに提出する（知的財産法第 108 条で準用する同法第 31 条）。

・特許協力条約に基づく国際実用新案登録出願（PCT 出願）の場合、優先日または国際出願日から 30 月以内に国内移行手続を行わなければならない。PCT 出願が英語以外の言語でなされた場合は、同期間内に翻訳文を提出しなければならない。ただし、繰越手数料の支払いにより、1 月の延長が可能である（PCT 出願人の手引き）。

・出願人は、実用新案登録の付与または拒絶の前であれば、実用新案登録出願を特許出願に変更できる（知的財産法第 110 条）。ただし、同一の対象について、特許出願および実用新案登録出願の 2 個の出願をすることはできない（知的財産法第 111 条）。

・出願人は、親出願が取り下げられ、放棄されまたは特許を付与される前であれば分割出願を行うことができる（発明、実用新案および意匠に関する規則 1413 で準用する同規則 611）。

・出願人は、局長の求めに応じて、請求する発明と同一または実質的に同一の発明について外国でした特許出願の出願日および出願番号並びに同外国出願に関する他の資料を提出しなければならない（知的財産法第 108 条で準用する同法第 39 条）。

## (2) 出願日の付与

・ 実用新案登録出願の出願日は、次のものをフィリピン知的財産庁が受理した日とする（知的財産法第 108 条で準用する同法第 41 条）。

(a) 実用新案登録を求める旨の明示のまたは暗示の表示

(b) 出願人を特定する情報

(c) フィリピン語または英語で記載された発明の明細書および 1 以上のクレーム

・ ただし、必要な図面がある場合、必要な図面を提出した日が出願日となる可能性がある（発明、実用新案および意匠に関する規則 1403.3 で準用する同規則 602）。

・ 出願日を与えることができない場合には、訂正する機会が与えられる。出願書類が最初に提示された日から 2 月以内に不備が是正されなかった場合、出願は取り下げられたものとみなされる（同規則 1403.2 で準用する同規則 601）。

## (3) 登録要件

・ 考案が実用新案登録を受けるためには、新規性、産業上の利用可能性が必要であるが、進歩性は要求されない（知的財産法第 109 条）。このうち、新規性については、優先日または出願日の前 12 月の新規性喪失の例外の適用（グレースピリオド）が認められる（知的財産法第 108 条で準用する同法第 25 条）。

・ 次のものは、特許を受けることができない（知的財産法第 108 条で準用する同法第 22 条）。

(a) 発見、科学の理論および数学の方法。薬剤製品に関しては、既知物質の新たな形式若しくは性質であって、当該物質の既知の効力の向上をもたらさないものの発見にすぎないもの、既知物質の何らかの新たな性質若しくは新たな用途の発見にすぎないもの、または既知方法の使用にすぎないものが該当する。

(b) 精神的な行為の遂行、遊戯または事業活動に関する計画、規則、方法、およびコンピュータプログラム。

- (c) 手術または治療による人体または動物の体の処置方法、および人体または動物の体の診断方法。
- (d) 植物の品種、動物の品種、植物および動物の生産の本質的に生物学的な方法。
- (e) 美的創作物。
- (f) 公序良俗に反するもの。

#### (4) 方式審査

- ・出願日が付与されると、審査官により方式要件を満たすか否かの審査が行われ(知的財産法第108条で準用する同法第42条)、方式審査報告が出願人に送付される(特許、実用新案および意匠に関する規則1406)。
- ・出願人は、方式審査報告を受領してから2月以内に出願を補正することができる。出願が方式要件を満たさない場合は、方式審査報告の郵送日から2月経過した時点で、取下げられたものとみなされる(同規則1407)。この決定に不服がある場合には、フィリピン知的財産庁特許局の局長に対して不服を申立てることができる(同規則1409)。

#### (5) 実用新案登録出願の公告および登録証の発行

- ・実用新案登録出願は、方式審査後、フィリピン知的財産庁が発行する公報により公告される(特許、実用新案および意匠に関する規則1414)。
- ・何人も、実用新案登録出願の公告から30日以内に、実用新案登録出願の登録性に関する不利な情報を提供することができる(同規則1701)。局長は、不利な情報が提供された場合、当該実用新案を登録するか否かを決定する。局長が実用新案登録出願を拒絶した場合、出願人は、長官に不服申立てをすることができる(同規則1702)。
- ・実用新案登録出願が全ての方式要件を満たし、フィリピン知的財産庁特許局が公告から30日以内に不利な情報を受領しなかった場合には、実用新案登録出願の登録を認め、登録証を発行する(同規則1703、1800)。

## (6) 存続期間

- ・ 実用新案登録の存続期間は、出願日から7年である（知的財産法第109条）。

## (7) 登録性に関する報告

- ・ 出願人または司法的および準司法的機関を含む第三者は、実用新案クレームの登録性に関する報告を請求することができる（特許、実用新案および意匠に関する規則1901）。報告には、新規性に関する実用新案クレームの有効性を判断する上で助けとなるように、関連する先行技術に関する書類の引用および関連性の程度についての記述が含まれる（同規則1902）。
- ・ 登録性に関する報告は、手数料の納付を条件として、請求を受けてから2月以内に提供される（同規則1903）。

## ■ ソース

フィリピン知的財産法

フィリピン特許、実用新案および意匠に関する規則

フィリピン知的財産庁ウェブサイト

<http://www.ipophil.gov.ph/services/utility-model/application-process-flow-chart>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)